

職場内で回覧をお願いいたします。

協会けんぽ 埼玉支部

令和8年8月号

健康保険委員だより

LINE始めました! ぜひ登録ください

協会けんぽ　2025（令和7）年度決算（見込み）のお知らせ

2025年度の決算（見込み）の概要

2025年度の決算は収入が12兆3,406億円、支出が11兆6,611億円、収支差は前年度から209億円増加し、6,795億円となりました。

保険料収入は、賃上げや被保険者数の増加により前年度比4,057億円の増加となりました。保険給付費は加入者1人当たり保険給付費が増加した影響で前年度比2,818億円の増加となっています。また、拠出金等は後期高齢者支援金が増加した影響で前年度比1,634億円の増加となりました。

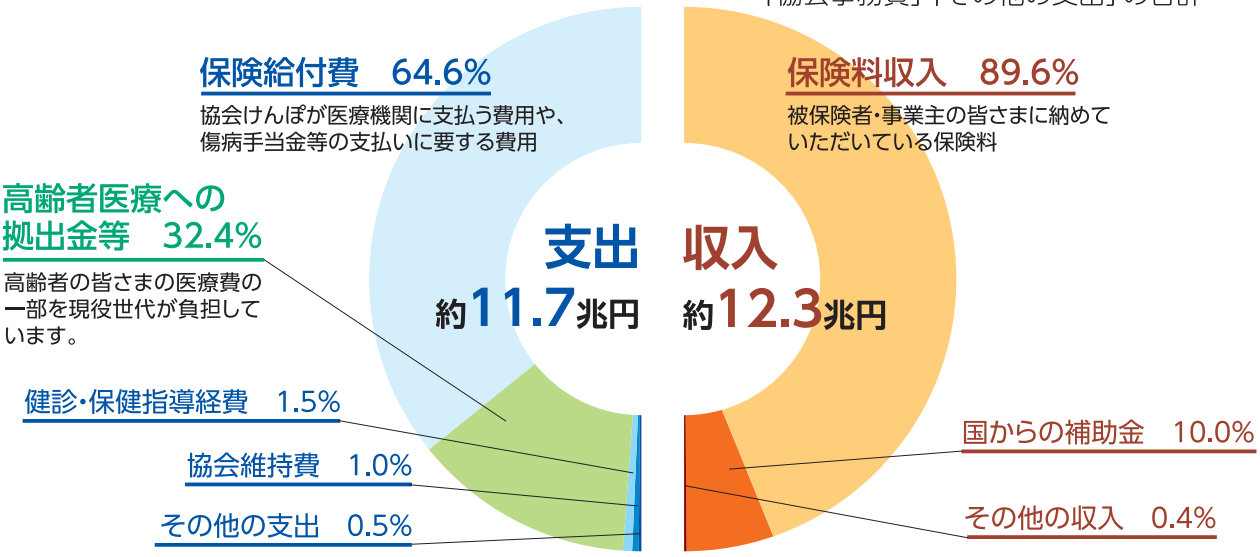
※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

■ 2025年度決算（見込み）｜医療分（単位:億円）

収入	保険料収入	110,546	(+4,057)
	国庫補助等	12,383	(+693)
	その他	477	(+132)
	計	123,406	(+4,881)
支出	保険給付費	75,369	(+2,818)
	搬出金等	37,829	(+1,634)
	その他	3,413	(+220)
	計	116,611	(+4,672)
単年度収支差		6,795	(+209)

※（　）内は、前年度比

※ 支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計



Q.2025年度の決算は黒字でしたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか?

A.　協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により保険料の増加が見込まれるものの、

- 現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような**保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しい**こと
- 協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により**保険給付費の継続的な増加が見込まれる**こと
- 団塊の世代がすべて後期高齢者になったことにより**後期高齢者支援金が中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれる**こと等に留意が必要と考えています。

また、医療費については、物価や賃金、人手不足等の医療機関等を取りまく環境の変化に対応するため、2026（令和8）年度診療報酬改定において、診療報酬（本体部分）の改定率が3.09%（2026年度：+2.41%、2027年度：+3.77%）と高い伸び率とされ、2026年6月以降の医療費に反映されることなどから、今後の動向を注視する必要があると考えています。

※　2026年度は平均保険料率を10.0%から9.9%に引き下げたほか、国から交付される国庫補助が2026年度から3年間減額されることとなっています。

協会けんぽの令和7年度事業報告について

令和7年度に取り組んだ事業について、その一部をご紹介いたします。

医療費適正化の取組

ジェネリック医薬品の使用促進

◆ ジェネリック医薬品の使用促進

⇒令和7年度もジェネリック医薬品に変更した場合の自己負担分の軽減見込額をお知らせする取組を実施しました。

・送付件数：約2.6万件

各支部や年代に応じてジェネリック医薬品への置き換え率が異なることから、効果的に事業実施するため、通知すべき年代や軽減額の範囲を検討のうえ、6支部で実施しました

上手な医療のかかり方

◆ 上手な医療のかかり方の広報

⇒地域医療を守る観点から、不要不急の時間外受診や休日受診を控える等の「上手な医療のかかり方」について関係団体と連携し、加入者や事業主に働きかけを行いました。

債権の発生防止の強化

◆ 資格喪失後受診について

⇒退職等の理由により、資格を喪失した健康保険にて医療機関等を受診した場合には資格喪失後受診となり、後日、協会が負担した医療費を返納していただくことになります。

・債権発生件数：242,914件
（埼玉支部：9,027件）

・債権発生金額：約85.5億円
（埼玉支部：約3.8億円）

事業主の皆さまにおかれては、資格喪失の日から5日以内に資格喪失届を年金事務所等に提出いただきますようお願いいたします。

被扶養者資格の再確認

◆ 被扶養者状況リストの送付

⇒協会けんぽでは、毎年被扶養者資格の再確認業務を行っています。

令和7年度の実績（協会けんぽ全体）

・扶養解除者数：約18.8万人

・高齢者医療制度への負担軽減額（効果額）：約6億円

今年度は10月下旬から11月中旬にかけて実施予定です。ご協力をお願いいたします。

インセンティブ（報奨金）制度の実施

◆ インセンティブ制度とは皆様の取組に応じ上位15支部へ報奨金（インセンティブ）を付与することで、「保険料率」を引き下げる制度です。

埼玉支部は令和6年度のインセンティブの総合順位が38位のため、インセンティブ（報奨金）の付与による保険料率の引き下げはありませんでした。皆様の取り組みが健康保持や保険料負担の軽減、医療費適正化につながります。協会けんぽでは皆様の取り組みを全力でサポートいたしますので、ともに取り組んでまいりましょう。

保健事業の推進

コラボヘルスの推進

◆ 健康経営®に取り組む企業へのサポート

健康経営®の取組の1つとして、事業主が健康宣言をすることがあげられます。健康宣言とは、事業主自らが職場の健康づくりに取り組むことを宣言し、事業主と協会けんぽが連携して、職場の健康課題の解決や職場環境改善など、従業員の健康の維持増進を図ることです。令和7年度末現在、全国で115,407事業所が健康宣言をしています。（埼玉支部：1,307事業所）

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

特定健診・特定保健指導の推進

◆ 生活習慣病予防健診について

⇒被保険者（ご本人）様が対象のがん検診がセットになったお得な健診です。

・生活習慣病予防健診実施率：59.7%
（埼玉支部：50.6%）

◆ 特定保健指導について

⇒生活習慣の改善が必要な40～74歳の方に保健師・管理栄養士から生活習慣改善のアドバイス等を行っています。

・特定保健指導実施率：21.7%
（埼玉支部：10.2%）

※他の事業については「令和7年度の事業報告書」に掲載しております。詳しくは協会けんぽホームページをご確認ください。

「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ

全国健康保険協会 埼玉支部
〒330-8686
埼玉県さいたま市大宮区錦町682-2
大宮情報文化センター（JACK大宮）16階
電話
048-658-5919（代表）

毎月発行・
無料メールマガジン
「彩メール」
ご登録はこちらから